

平成 22 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 22 年 5 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（35 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	21 番	山本 隆久	君
2 番	滝下清三郎	君	22 番	浦上 廣幸	君
3 番	川崎眞志男	君	23 番	平岡 秀樹	君
4 番	坂上 眞守	君	24 番	山田 昭則	君
5 番	梅本 秀幸	君	25 番		君
6 番	福本 富人	君	26 番	佐藤 駿二	君
7 番	佐々木碩哉	君	27 番	池田 裕之	君
8 番	稲田 秀敏	君	28 番	川原 昭雄	君
9 番	鶴田 雄士	君	29 番	前田 達也	君
10 番	元島 正則	君	30 番	小松 信男	君
11 番	松岡 健吾	君	31 番	江良 邦勝	君
12 番	井上 哲晴	君	32 番	落合 正實	君
13 番		君	33 番	宮崎 義一	君
14 番	山本 友保	君	34 番	椎葉 次穂	君
15 番	森岡 一正	君	35 番	松原 高弘	君
16 番	大塚 宏	君	36 番	小堀田幸一	君
17 番	松川 兼光	君	37 番		君
18 番	倉田 喜一	君	38 番	森本 文隆	君
19 番	川口 直	君			
20 番	原田 康盛	君			

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

13 番	松本 明博	君	37 番	戸谷 泰典	君
25 番	川峯 正美	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	浦上 達也	主 任	吉田 直哉
主 任	松村 康平		

4、議事日程

開 会

日程第 1

議事録署名委員の指名について

日程第 2	議第 26 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 27 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4	議第 28 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議第 29 号	事業計画変更承認申請について
日程第 6	議第 30 号	農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について
日程第 7	議第 31 号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について
日程第 8	議第 32 号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請について
日程第 9	議第 33 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
閉 会		

開 議 午後2時00分

○議長 皆さんこんにちは。宮崎県では口蹄疫が畜産農家を直撃しています。政府もいろいろな対策を行いつつありますが、これが熊本県、天草に波及しないように願いながら対策をお願いしたいと思います。

さて、先ほど事務局長報告のとおり定足数以上のご出席でありますので、これより、平成22年天草市農業委員会第5回総会を開会します。

○議長 それでは議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。議事録署名委員については、18番倉田喜一委員、19番川口直委員を指名いたします。

○議長 日程第2、議第26号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括して説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●●町の譲受人●●さんは、農地集積のため、●●町の譲渡人●●さんより、●●町の田●●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで10キロ以内で、容易に通作でき、申請地は、水稻を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

2番について説明します。●●町の譲受人●●さんは、農地集積のため、●●町の譲渡人●●さんより、●●町の田●●㎡と畑●●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで10キロ以内で、容易に通作でき、申請地は、水稻と野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しません。

○事務局 3番の案件について説明します。●●町の譲受人●●さんは農業経営規模拡大のため、●●町の●●さんより●●町の畑●●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。また、常時

従事要件以下の不許可要件には該当していません。

4 番の案件について説明します。●●町の譲受人●●さんは農業経営規模拡大のため、●●町の●●さんより●●町の田●●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

5 番の案件について説明します。●●町の譲受人●●さんは農業経営規模拡大のため、●●市の●●さんより●●町の田●●㎡、畑●●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は水稻、野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

6 番の案件について説明します。●●町の譲受人●●さんは農業経営を引き継ぐため、●●町の●●さんより●●町の田●●㎡、畑●●㎡を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は水稻、みかんを栽培される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

7 番の案件について説明します。●●町の譲受人●●さんは農業経営規模拡大のため、●●市の●●さんより●●町の田●●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

○議長 1 番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○委員 ●●です。1 番と 2 番について説明いたします。1 番は譲渡人が●●歳と高齢で、譲受人の耕作している場所の近くにあるので、農地集積のため購入したいというものです。

また、2番の土地は譲受人の自宅の近くの耕作地の間にありますので、1番の土地の売買に併せてお互いに農地集積を図ろうということで合意が成立したそうです。問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

○議長 ただ今1番、2番の説明がありました中で、1番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、2番の件について質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●●です。譲渡人の家は馬鈴薯などを栽培されておられましたが、現在は耕作を継続することができないということでした。申請地が譲受人の自宅の近くで家庭菜園等の栽培を行うとのことでした。特に問題になるところは無いと考えるので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただいま説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●●です。4番の案件について説明します。申請地は昭和55年に実質的な売買が行なわれていたそうですが、現在まで手続きがなされないままになっていたそうです。問題はないと思います。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●●です。5番につきましてご説明いたします。譲渡人は●●にお住まいで、もうこっちは戻ってこないのので、自己所有地を処分したいということで、親戚関係になる譲受人と売買の合意ができたそうです。また、譲受人は所有農地は少ないですが、借地と購

入地を合わせて4反を越えています。何ら問題は無いと思いますので、ご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●●です。6番につきましてご説明いたします。譲渡人は家の跡取りとして頑張っておられましたが、姉夫婦が定年退職を機にこちらに帰って来られたので、経営耕地の全部を贈与することになったそうです。何ら問題は無いと思いますので、ご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●●です。7番について説明いたします。譲渡人は現在●●にお住まいですが、地元には家も残っておらず、親戚もいないということで、自分の所有する農地の買い手を探しておられたそうですが、申請地の近くにお住まいの譲受人に無理を言って買ってもらうことになったそうです。譲受人は専業ではございませんが、農機具等も揃えておられ、2町近くを耕作しておられます。何ら問題は無いと思いますので、ご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第3、議第27号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●●町の●●さんは、杉の植林のため●●町の田●●m²と畑●●m²を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無要件については、隣接地に農地はなく適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●●です。1番について説明いたします。写真をご覧いただければわかると思いますが、周囲の雑木が大きくなっていますので、栽培していた栗の木を伐採して植林をし、管理したいというものです。問題は無いと思います。ご審議方よろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●●町の●●さんは、杉の植林のため、●●町の畑●●㎡を転用したいというものです。すでに植林されており、始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は、第2種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無要件については、隣接同意書が添付してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●●です。2番について説明します。申請人は高齢のため耕作ができないのでヒノキを植林して管理したいというものです。枝が境界からはみ出さないように管理をしてくださいとお願いしてまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番について説明いたします。●●町の●●さんは、現在の住まいが手狭になり自己住宅を建設するため、●●町の畑●●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は、第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件につきまして、自己資金の残高証明が添付されており適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●●です。3番について説明いたします。位置図等をご覧いただきたいと思います。申請地は国道に面した場所で、集落のはずれになるところです。事務局の説明にありましたとおり問題は無いと思います。ご審議方よろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●●町の●●さんは植林するため、●●町の田●●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。すでに植林されているため始末書が添付されています。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています

○委員 ●●です。4番について説明いたします。周囲が山林化し耕作に不適になったため、植林して管理したいというものです。現場に行ってみたら10年位たった杉でございました。審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。●●町の●●さんは個人住宅とするため、●●町の畑●●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが資力及び信用要件は自己資金についての証明書が提出してあり適当であります。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています

○委員 ●●です。5番について説明いたします。位置図と写真をご覧ください。右上の方に現在の住まいが写っています。古くもなっていますし、●●さんの看病をするために●●さんが帰って来ておられて、手狭になっているため、住宅を新築したいというものです。雑排水は合併浄化槽を設置して排水ということです。また、面積が大きいですが、敷地の写真右の方が法面となっているためです。問題はないものと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●●町の●●さんは植林するため、●●町の畑●●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。すでに植林されているため始末書が添付されています。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています

○委員 ●●です。6番について説明します。位置図と写真をご覧ください。場所が国道か

ら直線で 30m ほど山のほうになります。今年の春に新芽が出たときに気づきまして現地に行って確認したところクヌギが植林されていたので、事情を聞きましたところ、病気がちで畑の耕作ができなくなり、草払いも親戚にお願いしているような状態なので植林をして管理したいということでした。そこで転用申請を指導したものです。名義人が入院されたりして手続きが遅れましたが、すぐ上も植林されており特別問題は無いと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 6 番の件について、質疑はありませんか。

○委員 ●●です。位置図でみると下のほうに田か畑がありそうですが、クヌギといえど大きくなったら日照の関係が出てくるとと思いますが、その辺はどうなっていますか。

○委員 南西側に荒れた田があります。里道を挟んでいるので、正式に同意書は取ってありませんが、クヌギを植える前に相談に行かれたそうです。働き手がいなくて耕作できないのも判るし、藪になるよりいいと思うということで同意はもらっているそうです。

○議長 他にございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第 4、議第 28 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1 番について説明します。●●町の譲受人●●さんは、●●市在住の譲渡人●●さんより●●町の畑●●㎡を購入し個人住宅を建設するために転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。次に一般基準ですが、資金及び信用要件については自己資金についての証明書が添付され、適当であります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●●です。1 番について説明いたします。位置図と写真をご覧ください。場所は国道沿いの新しい住宅が建ちつつあるところです。譲受人は定年退職後帰郷するので、住宅を建てたいということです。現地に行きまして確認をいたしました。2 方に家が建っていますし、隣接同意もつけてあります。また、給排水計画も適当で問題は無いと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2 番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●●町の借受人●●さんは個人住宅を建設するため、貸渡人●●さんより畑●●㎡を使用貸借し、転用したいというものです。

別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。すでに建設されているため始末書が添付されています。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○委員 ●●です。2番について説明します。貸渡人と借受人は兄弟です。借受人が数年前に帰郷したときに建てていたということでした。国道と川の間建ってしまして、隣に畑がありますが日照通風の影響は小さいと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第5、議第29号事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 説明の前に訂正をお願いします。物件の地積が●●㎡となっておりますが、●●㎡に訂正をお願いします。それでは事業計画変更承認について説明します。譲受人の●●さんは●●の公売物件の建売住宅を目的とした買受適格者となり、落札された後、農地法第5条の申請をされ土地を取得されました。別紙図面変更前の●●のところですが、建売住宅を建築する前に、お隣の●●さんより土地だけを分けてほしいと申し出があり、分筆後所有権移転をされました。別紙図面の変更後の●●のところですが、

その後も隣地の●●さんからも残りの●●の所を分けてほしいと申し出があり所有権移転をされました。

これは当初目的の建売住宅ではなく宅地だけを分譲という形になりましたので、今回、事業計画変更申請となりました。承認を得ずに目的を変更してしまったので始末書が添付されています。

○委員 ●●です。場所、経緯等は事務局から詳しく説明がありました。私も事務局といっしょに●●を現場に呼んで事情を聞きましたが、●●であり宅地分譲もできる地域なので、手続きは不要と思い込んでいたということで深く反省しておられました。よろしくご審議をお願いします。

○議長 それでは本件について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

○議長 それでは、日程第 6、議第 30 号農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは議第 30 号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1 番の案件ほか利用権の新規設定の計画が 22 件、再設定の計画が 12 件です。また面積は 78,031 ㎡となっております。

以上の計画は、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の(1)の①の A に掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作または養畜の事業を行うと認められること。耕作、または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等の各要件を満たしております。

○議長 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。
(なしとの声あり)

○議長 それでは 1 番から 34 番までの件について質疑はありませんか。

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1 番から 34 番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

○議長 それでは、日程第 7、議第 31 号農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より説明の後担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

○事務局 1 番について説明します。●●町の●●さんは、●●町の田●●㎡を一般住宅として農振除外の申請をするものです。●●さんは●●歳になる●●を介護することになり、現在の住まいでは狭く老朽化しており、住み慣れたすぐ近くに住宅を建築したいというものです。

○委員 ●●です。1 番について説明いたします。位置図と写真をご覧ください。申請地の奥に写っているのが現在の住宅です。以前から計画はあったそうですが、中山間地直接払いの対象となっていたため、事業の区切りで除外して住宅を建築したいということでした。営農組合とも話しましたが、問題ないだろうと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

○委員 ●●です。確認のためですが、ここは確かタバコが栽培してある所じゃないですか。隣の作物栽培には影響はないんですか。

○委員 確かに隣にはタバコが栽培されています。そこで、敷地の中でできるだけ引いて建てるということでした。同意も得られています。

○議長 ●●委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。わかりました。

○議長 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●●町の●●さんは、倉庫及び資材置場が不足となったため、●●町の畑●●㎡を倉庫及び資材置場として農振除外の申請をするものです。

○委員 ●●です。2番について説明いたします。申請人は●●会社を経営されており、会社の倉庫及び資材置場として転用したいというものです。ご両親は施設園芸の専業農家でしたが、現在は耕作が継続できないということで申請地は遊休地となり、写真をご覧いただければお判りのように雑木が大きくなりつつあります。転用に関して周囲の同意も取得しており、特別問題は無いと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●●町の●●さんは、畑●●㎡を植林するため農振除外の申請をするものです。申請地は、山間地に位置し周囲も植林され、農地としては不適な環境となり、併せて高齢となり、畑として耕作を継続することが困難となったため、植林して管理したいというものです。

○委員 ●●です。3番について説明します。まず位置図と写真をご覧ください。申請地は山の中腹になります。昭和50年代まではよく管理されていたところですが、集落の高齢化と農業離れが段々と進み、荒廃地が増加しつつある所です。申請地もそうですが周囲も雑木が大きくなり、植林して管理したいということでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●●町の●●さんは●●町の畑●●㎡に一般住宅を建築するため、農振除外の申請をするものです。●●さんは親と同居することとなり、現在の住居では手狭なため、現在の●●の住宅の近所を探し、申請地が適当であるということで

申請されました。

○委員 ●●です。4番について説明します。位置図及び写真をご覧ください。この付近は●●の●●団地と呼んでいます。昭和●●年ごろに●●ダムが完成しましたが、ここの農地を潤すためにダムが作られ、配管がなされ利用されております。●●時代から農業委員会としても優良農地として取り扱っております。以前もこの地区に転用の申請がございました。一つは●●側に●●mほどの場所がございました。もう一つが●●年前に申請地から●●mほど●●側の畑を転用して住宅建設の申請がありました。その度に灌漑用の配管があること、それがまだ利用されていること等の説明を行い、説得して申請を取り下げていただいた経緯がございます。そういったことで、今回の申請地は団地の端にはなりますが、ここを許すならば次々と転用申請があつてブレーキがきかず、虫食い状態になるのではと懸念しているところでございます。●●団地の転用については土地改良の役職員の意見を重視しておりますし、代表役員には現地を案内し検分して頂きましたが、同一見解でした。皆さん方のご意見をお聞かせ願えれば幸いです。よろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

○委員 ●●です。この地域はほとんど畑ばかりでしょうか。また、土地改良事業が行われているのでしょうか。

○委員 この団地は畑がほとんどです。先に説明いたしましたダムの計画とあわせて、交換分合を含めた土地改良事業を計画していたところですが、ダムと配管の完成に間に合わせる事ができずに、その後も事業の計画はありましたが、実現しないまま現在に至っています。

○議長 他に質疑はございませんか。

○委員 ●●でございます。ダムの計画から、土地改良事業への取り組みについては、そのときの関係者のご苦労があったものと思います。そこで今回の申請は3つの大きな問題があると思います。1つ目はご苦労があった土地を転用する問題、2つ目に他に土地はなかったのか、3つ目が転用申請の面積だと思います。そこらについてもう少し具体的に説明を求めたいと思います。

○委員 私も本人から事情を聞きましたし、申請書も見せてもらいました。そういった中で、やはり市の方も「他に土地はなかったのか」という指導もあったようでございます。申請者も3件ほど検討してみられたそうです。1件、2件は兄弟が多いから後のことを考えたら譲ることはできないということ。もう1つは値段がとてつもなく高かったということです。また、申請地から少し離れた所に●●さんが暮らしている実家がありますが、そこが山を削って建っているところで、湧水があつて石垣が膿んだ状態になっていたり、木の陰で日照通風が悪かったりと立地が悪く、もう1つは●●が同居されるということで、広い家を作りたいという希望があったみたいでございます。そういったことでいろいろ検討はしたけれども、今回の申請地が●●さんの実家に近く、農地のはずれであり、最適地だということで申請をされています。

転用の面積についてですが、申請地の形が道路と直角で細長い形でございます。また、

道路より●●mほど高くなっていますが、低い方と高い方に里道があります。そこまでの進入路でかなりの面積を必要としますし、先に申し上げました、●●の面倒をみるということで広い家も仕方ないだろうと考えますし、残りは周辺の自己所有の小さな畑とあわせて菜園として活用するということでございます。また、隣地に影が射さないように離して建てるためということもあるそうです。

○議長 ●●委員、今の説明でよろしいですか。

○委員 はい。いろいろわかりました。私は担当委員さんがよろしければ、認めていいんではと思います。

○議長 担当委員の意見ではなくて、皆さん方の意見で決定したいと思いますので、他に意見はございませんか。

○委員 ●●です。面積的に広いということですが、その部分について言えば、家庭菜園に当たる部分を分筆して残すという形で承認したらいかがでしょうか。

○委員 私が相談した方からもそういった意見がございました。また、道路を挟んだ集落側ならだいたい宅地化してきていますので問題なからうかと思いますが、ただこの地区が優良農地ということで、申請地を含んで、土地改良事業がなされたところでございます。また、配管の維持経費や灌水したりとかの経費を徴収したりしている団地でもございますので、できれば住宅に近いところであればと思うんですが、直線で●●mの事例も●●年前にありますし、他にもそういった話が出ている場所もあります。道路の●●側に建つのであれば、歯止めが効かなくなるんではと思う訳です。

○委員 ●●です。真ん中ではなくて、端の方の農地と交換ということはできないわけですか。

○委員 申請人ももっと集落の近くで農地の交換も含めて1、2件は検討されたそうですが、なかなか難しかったようです。売り地の看板でも建っていれば判りやすいとは思いますが、個人で土地を探すのは大変だとは思いますが。

○委員 ●●です。この農地は担当委員さんの説明では、自分の地区の1番の団地に匹敵する優良農地ではと思います。ここの宅地化を許せば確かになし崩しになって歯止めが効かなくなるんではという気がしますので、私としては許可はして欲しくない気がします。

○議長 他にございませんか。

○委員 ●●です。くどいようでございますが、土地改良区を設けて事業を進めているのであれば、問題が大きいと思います。よくよく検討して結論をださなければならないと思います。

○委員 先ほど●●委員さんが発言されたように天草島内でも有数の優良農地でございますが、区画が小さく、各人の所有地が点在していたために話をまとめることができず、面整備ができていない状態で灌水用の配管とスプリンクラー設備だけにとどまっているわけです。そのため、年々周辺部は荒れてきております。今後優良農地としてあと何十年維持できるのかが問題だと、土地改良区の職員や役員とも話をしています。

○議長 いろいろ意見をいただきましたが、議論を重ねても結論は難しいと考えます。そこ

で許可か、不許可かを挙手により決めたいと思います。よろしいでしょうか。

(よしという声あり)

○議長 不許可と思われる方、挙手をお願いします。

(27名の挙手あり。)

○議長 ただいま27名の挙手がありました。これで4番につきましては不許可と決定いたします。本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。●●町の●●さんは、●●町の水田●●㎡を●●とするために農振除外の申請をするものです。現在の●●が遠方であるため近くに移転したいということです。既に●●が建設中であるため、始末書が添付されております。

○委員 ●●です。5番につきまして説明いたします。●●さんは現在●●町にお住まいですが、元は●●の方で、●●町の●●さんという方と結婚されています。現在●●を建設中がありますのは、●●の土地でありまして、登記名義人はまだ●●さんにはなっておりません。場所は位置図の5番目を見ていただくとお判りと思いますが、●●の道向いにある水田に●●mくらい入ったところになります。現在ここに基盤整備の計画がなされておりまして、最初は●●さんも基盤整備に加わるということだったそうですけれども、現在は加わらないと基盤整備担当課にも申してあるそうでございます。●●の方で、いずれは●●町に来られるかも知れませんが、基盤整備に加入される地権者の方たちに最初●●を造ると言う事を言ってなかったそうです。そういったこともあって、周辺の同意が1件も取れていないということです。そういった中で、農振除外をしなければ何にもできないということですが、ここに●●を造り始めたのが●●の初め頃だったと思います。そこは私もよく通るところでございますので、工事をしている人たちに「まだ農地法の申請もでていないので、止めてください」と言って、建て主を聞いて、●●さんに連絡を取ったということです。その間、●●さんがお住まいの地区の担当委員さんには大変お世話になった訳です。そして許可が下りるまで一時工事を進めないでくださいと言って、そのままになっている訳です。現在も●●の基礎と●●部分までで、工事はストップしている訳です。まあここに仮に基盤整備工事を実施することになりましてもさほど影響はないものと思います。また物件が●●ですので、営農上の日照通風上にも影響はないものと思います。しかしながら、先ほども申しましたが地元との意見調整が取れていないため、周辺同意は取れていないということで私も判断を迷っている訳ですけれども、事務局に聞きましたところ隣接同意はなくても、農振除外はできるということでございまして、1つの光明は見出しているんじゃないかと思いますが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありますか。

○委員 ●●です。場所についてもう一度説明をお願いします。

○委員 位置図をご覧ください。中心部に●●がありまして、その上の方に四角く斜線で囲

った部分がありますが、そこでございます。また、下の字図で言いますと、上部のほうにある●●は山林でその下に●●の水田があります。字図上は1筆になっていますが、現地は●●枚の水田で下のほうの水田の一番道路側に位置しています。そこと道路の間に●●の道路に沿って細長い田、●●があります。この田は農用地区域外で、現在荒れている状態です。字図上は区分されていませんが、申請地を耕作するために●●のところまで車で行ける通路が●●の同意のうえで設置されています。ただ、●●は基盤整備には加入したいということで話はされているそうですが、●●さんがここに●●を建てるということになれば、全部を基盤整備することは不可能になります。今の土地の形状ではトラクターも回ることはいかないし、借りて耕作する人もいないということで●●も困っているということでございます。

○議長 ●●委員でございますか。

○委員 はい。わかりました。そうしますと●●関係の許可基準で半径●●m 以内の住民同意が必要になると思いますが、その同意取得が難しいということであれば農業委員会としても慎重に許可をださなければならないと思います。

○委員 ●●です。この区域は基盤整備の予定があるわけですね。その中に●●ができるのはどうだろうか。しかも周囲の同意もとれていない。こういうのが前例になってしまうのを心配しています。

○委員 ●●です。事務局にお聞きします。現在●●の下の方ができていますけれども、●●を造る場合は市の方に申請が必要だと思うんですが、その申請はなされているんですか。

○事務局 ●●の許可につきましては、県から●●に権限委譲が行われ、天草市では環境課が事務を行っています。申請につきましては、委員会事務局と農業振興課の農振の担当で事情聴取を行いました折に、工事の一時中止並びに農振除外申請と環境課への申請を併せて指導し、現在申請中ということです。許可の見込みにつきましては、●●がすぐそばにあり、個人の●●も県道の向側にあるということで、許可の見込みだという話を聞いております。

○委員 ●●です。●●委員にお聞きしたいんですが、基盤整備の話はどこまで進んでいるんですか。

○委員 民主党に政権が代わり、大幅に予算が削られたので、いつになるか判らないということです。来年からということであれば、場所を隅の方に設定して造るということもできるでしょうが、工事ができるのが7年先か8年先か何にも判らないというのが市の説明でございまして、他の候補地も探してみたいけれども、あまりにも民家に近く反対されたりとかありまして、今回の場所が最適ということで造られたそうでございます。

○委員 くだいようですが、基盤整備については、現在どのあたりまで話が進んでいるんですか。換地委員会ができたとか、計画ができて国・県に申請してあるとかはどうでしょうか。

○事務局 事務局でも土地改良事業の進捗につきましても確認をさせていただいています。現在は正式な採択申請の前の段階で、計画を策定するための説明会を行い、対象者に事前

同意を求めている段階ということでした。ただ、この地区だけの計画で申請を行うということではなくて、管内で要望のあった地区をまとめたところで計画を策定するというところで、昨今の予算のつき方等も考えるといつ頃に事業着手ができるかは皆目判らないという説明でした。また、先ほどご説明した事情聴取のときに土地改良事業につきましても関係あるということから、担当課である農林整備課の担当者に話しに入っていて、●●さんに説明をしてもらったんですが、一度は同意をしたけれども、その同意を取り下げるということで、正式に取下げの書類に署名押印をされて、土地改良実施地区から除外する手続きをされています。

○委員 ●●です。●●の代表として申し上げますが、私どもの土地改良区の計画も含め、天草管内で具体的にになった箇所でも 40 数箇所もあるそうです。中には未相続の土地があったり、中心部に同意の取れないところがあったりして、計画の策定ができない地区もあるようです。土地改良事業の国の予算は 60%程度がカットになっておりますので、この地区においてもいつ着手できるか判らないのも当然だと思います。

○委員 ●●です。圃場整備に関しては、●●と●●から道路までの間で工事をしたら、影響は小さいものと思います。

○議長 他に質疑はございませんか。

○委員 ●●です。様々な意見がありましたが、農振の許可、●●の許可、農地法の許可が必要な案件で、隣接地が土地改良事業も実施される見込みがある場所で、それぞれの許可がなされた場合に、農地の中にポツンと●●があるということになれば、なかなか抵抗があるのではなかろうかという心配がある訳です。そういったことは農業委員会の価値が問われるということになりますので、非常に危機感を持つわけで、慎重に審議を行う必要があると考えます。

○議長 事務局に質問ですが、環境課への申請書類は整っているわけですか。

○事務局 現在許可の申請中ということで、申請に必要な書類は提出してあるものと考えています。今の段階では、はっきり許可、不許可の判断はなされていませんので、担当者の口頭による回答で、先ほどは許可をせざる得ないだろうということをご説明した次第です。ただ、本日の審議につきましては、農振が除外されて、●●法に基づく許可がされた場合に、農地法に基づく許可をするのかというのが求められていますので、本日の審議につきましては、他の申請につきましてはあくまで見込みで、審議する必要があるわけでございます。

○議長 農振については、農業委員会としての意見を白黒つけて回答することが求められている訳です。ただ、農業委員会が不適格として回答しても農振については農振の審議会がございます。最終的にはその中で決まります。農業委員会の意見は空白でお願いしなすということもできると思います。どのようにしたらよいか、皆さんの意見を求めたいと思います。

○委員 ●●です。今まででた意見等を付記して回答することはできませんか。

○事務局 今●●委員さんから提案がありました、意見を付して回答することは可能だと思います。

います。例えば環境課の許可見込みが濃厚であれば、農地法上も許可見込みであるとかの条件をつけて回答する、あるいは環境課が不許可であれば、農地転用は不許可であるということ意見とすることはできると考えます。

○委員 ●●です。●●につきましては天草市では許可ができないと聞いています。●●で無いとだめだということを聞いたと思います。そこについてはいかがですか。

○農業振興課担当者 この件に関しましては私からも環境課に問い合わせをいたしました。先ほどおっしゃられたように本来であれば、ポツンと1件であれば認められないということでしたが、その理由としては設置した後の管理ができないからということ聞いています。ただ天草市では1つだけ建っているところもありますので、そのところを聞いたところ、親戚や親子で管理していきますといったような管理組合を作って建ててあるそうです。天草市になってからも同様な事例で申請があり、数件認められているそうです。

○議長 この場に環境課がないので、●●法の許可について議論しても結論はでないと思います。そこで、先ほど提案がありましたが、今までに出た意見をまとめて回答とするしかないのではなかろうかと思う訳ですけれども、そういった取扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛成の声あり)

○議長 それではそのようにさせていただきます。ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は総会での審議過程の意見を付して回答するという事で可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●●町の●●さんは、●●町の田●●㎡を一般住宅及び駐車場として転用するため農振除外の申請をするものです。現在の家が老朽化し痛みが激しく、また、高台にあり高齢の●●のことを考え、併せて兼業農家であるため農地の近くをと考え申請されるものです。

○委員 ●●です。6番について説明いたします。位置図と写真をご覧いただきたいと思います。申請者は、現在高台にお住まいで、住宅及び畜舎と農業用の倉庫、農業用の車両の駐車場として転用したいということでした。そういったことで広い面積が必要になるとのことでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番について説明します。●●町の●●さんは、●●町の畑●●㎡を私道として農振除外の申請をされるものです。●●さんの現在の自宅へは車両での進入ができないため

申請されるもので、すでに完成しており、始末書が添付してあります。

○委員 ●●です。7番について説明いたします。字図をご覧くださいと思います。申請者の自宅の裏、●●側に道路がある訳でございますが、この道路が軽トラックがやっという広さのため、家の正面から道路を造りたいということでした。写真をご覧くださいればお判りのようにコンクリート舗装がされて出来上がっているところでございます。そのため、始末書が添付されております。山の中の一画で、なおかつ道路でございますので、日照通風には影響がありませんので、周囲に迷惑はかからないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8番につきまして説明をお願いします。

○事務局 8番について説明します。●●市の●●さんは保安林施設整備事業により保安林に指定する必要があったため、農振除外の申請をされるものです。

○委員 ●●です。8番について説明します。写真をご覧ください。申請地が丸で囲ってありますが、その左側の迫の部分に●●年に砂防ダムが建設されています。今回は熊本県林務水産部の指導で保安林に指定するため、転用の申請があっているものです。現地は周囲も雑木林となり、耕作不能な状態となっています。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、9番につきまして説明をお願いします。

○事務局 9番について説明します。●●町の●●さんは、●●町の畑●●㎡を保安林施設整備事業により保安林に指定する必要があったため、農振除外の申請をされるものです。

○委員 ●●です。9番について説明します。写真をご覧ください。申請地が丸で囲ってありますが、その下側に高さ30m余りの法面保護工事が治山事業で施工されています。8番と同様に熊本県林務水産部の指導で保安林に指定するため、転用の申請があっているものです。ここも周囲が雑木林となり、耕作不能な状態となっています。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、10 番につきまして説明をお願いします。

○事務局 10 番について説明します。●●町の●●さんは、●●町の田●●㎡を植林のため農振除外の申請をするものです。申請地は、山林に囲まれ、荒廃がすすみ管理が困難であるため植林して管理したいというものです。既に植林されており、始末書が添付されています。

○委員 ●●です。10 番について説明します。写真をご覧いただければお判りいただけると思いますが、申請地の下方を除く 3 方が全部山林化してしまして農地として管理することが困難になっているので、クヌギを植林して管理しているということでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 10 番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、11 番につきまして説明をお願いします。

○事務局 11 番について説明します。●●町の●●さんは、●●町の畑●●㎡を植林のため農振除外の申請をされるものです。申請地は山林に囲まれ管理が困難であるため植林して管理したいというものです。既に植林されており、始末書が添付されています。

○委員 ●●です。11 番について説明します。写真をご覧いただければお判りいただけると思いますが、周囲が全て山林化してしまして農地として管理することが困難になっているので、クヌギを植林して管理しているということでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 11 番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、12 番につきまして説明をお願いします。

○事務局 12 番について説明します。●●市にある●●は●●町の畑●●㎡を地上デジタル放送の中継所として、農振除外の申請をされるものです。申請地が●●町の多くの住民の方に放送電波を確実に届ける唯一の場所であるために申請されました。

○委員 ●●です。12 番について説明します。写真をご覧ください。申請地の集落にデジタル放送が写らないということで、小高い山にあるミカン園の一部を分筆して中継施設を建設しようというものです。写真の奥に写っているのは現在の放送中継施設になります。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 12 番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、日程第8、議第32号農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●●町にある●●は、●●町の畑●●筆●●㎡を耕作放棄地からの解消をはかるため、農振地として編入申請をされるものです。申請地一帯が日照条件や土壌がオリーブを植えるのに適しており、5千本のオリーブを植えられる計画です。

○委員 ●●です。1番について説明します。先だって耕作目的の買受適格証明が発行され、現在オリーブが植えつけられつつあるところですが、以前現地を確認したときは葛が生い茂っていましたが、綺麗に草刈されていました。何も問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●●町の●●さんは●●町の畑●●㎡を農振地として編入申請をされるものです。平成22年度中山間直接支払い制度集落協定を締結する予定地の一部で、申請地が農用地区域に入っておらずまた、ほ場整備が行われる計画のため申請されました。

○委員 ●●です。2番について説明します。写真を見ていただければお判りのように、野菜やトウモロコシが綺麗に栽培されている畑です。ここが数年前まで遊休地となっていたのを重機を使って整地し、適正に管理できるようになったので、中山間地域直接支払いの協定区域に申請を行うためということでした。よろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●●町の●●さんは●●町の畑●●㎡と田●●㎡合計●●筆●●㎡を農振地として編入申請をされるものです。平成22年度中山間直接支払い制

度集落協定を締結する予定地の一部で、申請地が農用地区域に入っておらず申請されました。

○委員 ●●です。3番について説明します。この申請は●●さんが協定の代表者となって、平成22年度中山間直接支払い制度の集落協定を締結する予定の地区です。遊休地が点在していた地区ですが、補助事業を実施する地区となって適正な管理がされることになると思います。よろしく審議をお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●●町の●●さんは●●町の畑●●㎡と田●●㎡合計●●筆●●㎡を農振地として編入申請をされるものです。平成22年度中山間直接支払い集落協定を締結する予定地の一部で、申請地が農用地区域に入っておらず申請をされました。

○委員 ●●です。4番について説明します。この申請は●●さんが協定の代表者となって、平成22年度中山間直接支払い制度の集落協定を締結する予定の地区です。ここも遊休地が点在していた地区ですが、補助事業を実施する地区となって適正な管理がされることになると思います。よろしく審議をお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、日程第9、議第33号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案の説明に入ります前に参考資料として配布しております、「相続税の納税猶予制度について（租税特別措置法第70条の6）」をご覧いただきたいと思います。この資料は相続税の納税猶予制度につきまして、概略ではございますが説明を載せております。

まず、この制度の適用を受けるためには、農業委員会が発行する「適格証明書」を添えて申告期限までに申告する必要があります。その適格証明書の内容でございますが、事務局、農業委員さんで現地調査などを行ったうえで、1つめが、被相続人が死亡の日までに農業を行っていたこと。高齢等の理由で本人が農業を行っていない場合でも、生計が同一の親族が農業を行っていれば該当します。2つめに、相続人が既に農業を行っているか、又は申告期限までに農業を開始することが確実であること等を確認して証明書を発行する

ことになります。申告されて以降 20 年間農業を継続するか、相続人の死亡により猶予されていた税額が免除になります。

この中で「納税猶予」と申しますのは、相続税を支払うために農地を切り売りするなど農地の細分化を防止し農業の継続を可能にするため、農地を相続する者が今後も継続して農業を行う場合に、相続税の納付を 20 年間猶予する制度です。「免除」ではなく「猶予」であるため、農地を転用したり農業をやめた場合は、猶予された税金と延滞利息を合計した金額を、一括して納付することになります。また内容により一部返納の場合もあります。その下に法定相続人が妻と子 1 人の場合の納税猶予税額の計算例を載せております。

また、裏に根拠法令であります租税特別措置法第 70 条の 6、同施行令第 40 条の 7 を抜粋して添付しております。

それでは、議案の説明を申し上げます。被相続人●●及び農地等の相続人●●は租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する適格者であることを証明する、というものであります。先ほど要件をご説明申し上げましたとおり事務局及び農業委員さんで本人より事情聴取を行い、全ての申請地を確認、照合し適格者であることを確認しております。

○委員 ●●です。ただいま事務局から制度のこと等詳しく説明がありましたが、被相続人の●●さんは平成●●にお亡くなりになりました。その時まで相続人である●●の●●さんと同居されて農業をされておられました。納税猶予の対象として申請されている農地も全て確認を行いました、適正に耕作されておりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました本件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決しました。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 22 年天草市農業委員会第 5 回総会を閉会いたします。

午後 4 時 32 分

閉 会